

○長谷部委員長 それでは、定刻より若干早いのですが、皆様おそろいのようにございますので、第18回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日の審議ですが、審議事項Ⅰ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方につきましては、前回に引き続き総括的な論点整理の検討を行いたいと存じます。事務局のほうで関係資料を用意していただいておりますので、これをまずは説明いただく。その後に委員の皆様から自由に御発言をいただく。そういう形で進めてまいりたいと存じます。

それでは、審議項目Ⅰ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方につきまして、総括的な論点整理に関する検討を行いたいと存じます。では、まず関係資料について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宮地行政課長 それでは、資料について御説明申し上げます。

「総括的な論点整理（案）」資料としたものと、参考資料と用意をしておりますので、順次この資料について御説明をさせていただきます。

まず、「総括的な論点整理（案）」でございます。

前回、この論点整理（案）を御提示して御意見を賜りましたので、その御意見も踏まえて修正をしております。修正をした部分につきましては、便宜上、下線を引かせていただいておりますので、その点について順番に御説明を申し上げます。

資料の1ページになりますが、ここではまず、4番目のポツの人口の低密度化の論点でございますが、低密度化の状況、見通しにつきまして正確に括弧書きで記述をしたところでございます。

その次のポツの「地域社会の持続可能性」の点ですが、人口減少対策としては、地域経済の活性化が重要だという御指摘もございましたので、そういうことも踏まえた表現を入れております。

次に2ページの「行政サービスの持続可能な提供」の最初のポツの次のポツに1つ加えております。これは前回、時間の関係で御発言いただけなかったということで、会長のほうから御意見をいただいたことを踏まえて論点を加えております。これまでの関係の市町村のヒアリング等も踏まえたと、「行政サービスの持続可能な提供」という点では、とりわけ、中山間地や離島等の条件不利地域について厳しい現状に直面しているのではないかという認識でございます。

次に「業務のあり方」としまして、市町村がそれぞれ自主的に行政サービスを提供する必要があるという点でございますが、前回、基礎自治体の自立の観点で、地方分権の観点を入れるべきではないか。さらに、ICTの活用の視点も重要ではないかということも踏まえました記述でございます。

2ページの最後のところは、この2つ目のポツと同趣旨でございます。

次に3ページの真ん中あたりの「市町村の役割」というところですが、前回の議論で、市町村が総合行政主体であるということと、地域経営主体という考えとの関係の整理が必

要ではないか。あるいは広域連携を進めていくこととの関係の整理などが必要ではないかということも踏まえまして、市町村の役割について記述をしております。

次に「都道府県の役割」の点で、2番目のポツで、市町村が連携中枢都市圏等の圏域を形成する上でということ「必要な助言や支援等」としてありますが、都道府県の役割がより積極的に求められる局面もあるのではないかと。あるいは連携が実際起こらない場合の関与があり得るかといった御意見も踏まえまして「必要な助言や支援等」という言い方をに入れております。

3ページが一番下でございますが、これも伺いました会長の問題意識を踏まえたものでございますが、人口減少の進行とともに、さらに補完機能というものを果たす役割は重要性を増していくことになるのではないかとという論点を入れております。

4ページでございます。都道府県の役割ということに関しまして、さらに示された視点について論点として加えております。まず、都道府県の役割として、これまで一般の市町村が担ってきた役割であっても、国保事業のように見直しの動きがあるといった点をどう考えるか。今後、人口減少がさらに進んだ場合における地域の状況を踏まえてさらに議論する必要も出てくるのではないかとという論点を入れております。

次に5ページ、下から2番目のポツになりますが、「連携中枢都市圏等の形成」ということで「信頼関係」ということとしてありますが、「深い信頼関係」という記述にしてありますが、前回の御議論を踏まえまして、必ずしも深いとまで言う必要はないのかということ、「信頼関係」という形にしてあります。

6ページの最初も同様でございます。真ん中あたり、都道府県の役割というところがございまして、ここも先ほどの3ページの趣旨にあわせまして「助言や支援等」ということとしてあります。下から3番目でございます。冒頭も出てまいりましたが、地域経済の活性化が重要であるという視点をまず加えてあります。

7ページに参りまして、一番下のところでございます。これも都道府県の役割に関してでございますが、連携中枢都市圏に関しまして都道府県の役割というものが少しばらばらな形が出ていたところがありましたが、その辺を前回の御議論も踏まえまして、都道府県が連携中枢都市圏の形成あるいは取り組みそのものに関してかかわる役割、そして、都道府県が個別に行っております広域自治体として個別の事務を行っている立場としての役割、その2点を並べて記述した形にしてあります。

次に8ページが一番下も都道府県の役割という意味では、都道府県の補完の場合も市町村の状況によっては市町村を包括する都道府県として積極的に対応することも考えられるのではないかとということで、申し出を基本としながら、都道府県のほうが積極的に対応する場合もあるのではないかとという視点を入れてあります。

次に9ページ、下から3番目のポツでございます。ここは補完の対象事務を計画的に選択するという論点であります、「計画的に考えることが必要」という記述にしてありますが、この点は、現実には将来的な職員数など、なかなか見通しにくいという状況もある

ということで、必要とまで言いにくいのではないかという趣旨の御意見がございましたので、「計画的に考えることが望ましい」という形にしております。

次に10ページ、「都道府県の補完以外の方法」ということで「外部資源の活用」に関しまして、地方独立法人の活用の意義について具体的な御指摘がございましたので、この一番下のポツのところにもそうした点を加えております。

11ページですが、外部資源を活用した場合でも、処理が困難な事務などについては、市町村の間で適切な連携が必要ではないかという御指摘がございましたので、これを入れております。

次が13ページの一番下の三大都市圏の中での課題に対応するための都道府県の役割という点でございますが、ここも同様に「助言や支援等を行い」ということで、少し役割を明確化した形にしております。

最後に14ページ、「東京圏と地方圏」ということで、この東京圏と地方圏の関係、人口の移動ということになります。そうしたことに关します、まず基本的な視点についての御意見をいただきましたので、「東京圏の一極集中」という形で冒頭に入れた形にしております。下から3番目でございますが、「二地域居住」の点につきましては、少し限定的な書き方をしておりましたので、より幅広い方策を考えられるような記述にしております。

論点整理（案）の変更した点につきましては以上でございます。

続きまして、参考資料を用意させていただいております。この参考資料は追加で用意をさせていただいたものです。

順番にごらんいただきますと、まず、1ページからでございますが、外部資源の活用ということに絡めまして窓口業務の論点が出てまいりましたので、その関連の追加の資料です。

1ページにお示しをしておりますように、窓口業務の民間委託できる範囲につきましては、内閣府の通知がありまして、取り扱わせることができる窓口業務の範囲ということで、1番に示されておりますように、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であって、市町村職員がみずから責任を持って行うべき業務が含まれるために、別紙のそれぞれの事業、事務を2ページ以降につけておりますが、民間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為または補助的業務に該当する業務について整理をしたという形になっています。そうした者について取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意ということになっております。

具体的に例でごらんいただきますと、「参考」のところにありますように、住民異動の届けがあった場合ということで、まず、受付、入力とありまして、審査・決定、これはまさに転入届を受理して、住民とするという決定であります。まず、審査・決定という段階は自治体職員が行う必要があるとされております。同時に、住民票の写しの交付の請求がある場合には、入力をして、住民票の写しの出力をすることはお任せできるわけですが、写しの交付をすると決定する点については審査・決定という点について自治体の職

員が行わなければならないという考え方になっています。

2 ページから 5 ページまで窓口業務の個別の種類ごとに可能な業務が列挙されています。

6 ページですが、これは私どものほうで調査をした結果です。抽出の200程度の市町村から回答を得ていますが、民間委託が進まない、あるいは躊躇させる要因と考えられるものについてのアンケートをとったものでございます。

数的に見ますと、②個人情報の取扱いの課題、③サービスの質の低下といったこととあわせまして、④制度上市区町村職員が行うこととされている事務であるため、あるいは括弧書きにありますように、切り分けが困難であるといった理由、⑤のように、業務請負に出したいが、労働者派遣法との関係で躊躇する部分がある。そうした点が挙げられております。

次に 7 ページ、8 ページは外部資源の活用や事務の共同処理に係る制度の比較をしております。

外部資源の活用という点では、1 番目と 2 番目は自治体同士の共同処理の仕組みでございますが、3 番目からが外部資源の活用ということに当たってくるものだろうと考えております。

指定管理者制度につきましては、公の施設の管理を委任する仕組みでありまして、前回の御議論の中で窓口業務についてもこれを活用していくことが考えられるのではないかと御指摘をいただいております。もう一度、この指定管理者制度について整理をさせていただきますと、業務の範囲は公の施設の管理に限られております。公権力の行使につきましては、施設の使用許可という点については公権力の行使ができることになっておりますが、民間施設と同様の施設を管理する、公の施設の管理に限定した制度ですので、この制度につきましては、一般の行政の業務全般について活用することを想定されていない制度であると考えられるところです。その意味で、法人に対する関与もかなり簡素なものになっていることと、施設の使用許可というごく限定的な公権力の行使が認められるわけがありますが、これについても公の施設の管理に必要最小限のものということになっているごく限定的な制度であろうかと思えます。

地方独立行政法人制度、これは前回も制度をごらんいただいたところですが、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、この事業を担わせることができるという制度であります。法律で業務の範囲が規定されている必要がございます。現在、業務の範囲は、2 番目のところがございますが、試験研究等、5 つの種類が示されているところですので、これをいろいろ広げていく場合はこの業務を追加していくといった対応が必要になってこようかと思えます。ただ、この法人の立ち上げ、法人の基本的な仕組みはこの制度ができていますので、これに沿った対応が可能ということであろうかと思えます。

前回、指定法人の制度についても御指摘がございました。これが 3 番目でございます。指定法人の制度は、一番左にございますように、特別の法律に基づいて特定の業務を行う

ものとして行政庁により指定された民法上の法人に業務を行わせるというものでございます。その意味で、それぞれ個別の業務について個別法によって制度がつくられておりまして、かなり限定的な業務について個別法で制度ができているという形になっています。これも民法上の法人に業務を行わせるということになっておりまして、自治体の関与ということには一定の限界がございます。そうした意味で、委任の対象になる事務は慎重に考えることが必要なのではないかと考えられるところでございます。

以上、外部資源の活用に関する現在の制度について一覧の資料を用意させていただきました。

9ページからは地域のコミュニティ組織に関する資料を入れております。論点のところでも、3ページに地域のコミュニティということで1つ論点を入れております。この点はこれまで余り御議論いただかなかったところではありますが、改めて市町村のヒアリングなどを踏まえましてこの論点も挙げられておりましたので、前回新たに追加をしております。もしこれから御議論いただくとすればということで関係の資料を用意させていただきました。

この点に関しましては、第29次の地方制度調査会の答申で、コミュニティ組織の活動が展開されている状況を踏まえまして、住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点ということにした上で、コミュニティの活性化が図られることが期待されるという答申が出ております。今後実態と勘案して必要な検討を行って行くべきとされております。

断片的ではあるかと思いますが、現在の状況がわかる資料が10ページ以降でございます。

10ページは、コミュニティ組織等の協議会の設立状況ということで、さまざまな立場の団体が協議会を設置して、この地域で活動しているという状況でございます。アンケートをとりますと、かなり協議会型ということで、自治会、町内会だけではなく、ボランティア団体、NPO等々が協議会をつくって地域の課題に対応している状況があらうかと思っております。

次に11ページ、12ページはアンケート調査の結果でございます。地域住民が中心になって「暮らしを支える活動」。これは行政の分野もありますし、これまではいろいろ共助あるいは家族で対応していたものが含まれていようかと思っておりますが、これについて地域住民が中心となつてこうした活動を組織として行っているところについてアンケート調査をしております。数でいきますと、全国的には1,656という数が11ページの下の方に出ておりますが、そういう組織があるのは、市町村は4分の1程度という結果。そして、必要性を感じている市町村は8割を超えているという結果が出ています。活動形態・活動資金、活動分野等について12ページに調査結果が出ております。

次に具体例としましては、13ページでございますが、島根県、山形県、秋田県の例がございます。

14ページに島根県雲南市の資料が出ておりますが、地域自主組織というものをつくりな

がら対応しているところですが、なかなかしっくりくる法人制度がないという課題が示されているところではあります。

地域のコミュニティの関係は以上でございます。

15ページでございますが、論点整理の4ページに出てまいりました都道府県の役割に関して、国民健康保険の話が出てまいりましたので、この制度の見直しの資料でございます。

16ページにつきましては、連携中枢都市圏の形成、取り組みに当たっての都道府県の役割の例といたしまして、これまでヒアリングをしました自治体の資料から関係のところを入れております。広島県の例、福山市からの資料でございます。

19ページからは、私ども総務省自治行政局で進めております広域連携の促進事業につきまして、27年度の委託団体が決まりましたので、その関係の資料でございます。19ページに全体をまとめておりますが、連携中枢都市圏として新規に出てきたものが12件、26年から継続のものが3件、連携中枢都市圏で中心都市ではなく、近隣市町村側の取り組みということで2件出てきております。都道府県と市町村の間の連携ということで6件、三大都市圏の関係が5件出てきているところがございます。それぞれ個別の事業の内容等については、29ページまでになっておりますので、御参照いただければと思います。

最後に論点整理の14ページにございました二地域居住の関係で、公の施設の論点がございましたので、参考の資料を入れております。公の施設につきましては「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」ということになっておりまして、「正当な理由がない限り、利用を拒んではならない」「不当な差別的取扱いをしてはならない」となっておりますが、法律上は「住民が」ということになっております。

ただし、この点につきまして、31ページにございますが、最高裁の判例がございまして、住民ではありませんが、ここは別荘というものでございますが、住民ではありませんが、その事務所、事業所、家屋敷などを有している人については住民に準ずる地位にある者ということで、やはり先ほどの244条の趣旨が妥当ではないかということで、これを異なる扱いにすることは244条に違反するということで、無効だということがございまして、必ずしも厳密な意味での住民に限らず、一定の人については差別的な取り扱いをしてはならないという判断が出ているところがございます。

32ページ、33ページは公の施設の料金設定の例でございます。これは自治体ごとにさまざまございまして、全く差を設けていない例は札幌市の例を1つ挙げております。そして、一定の差をつけている例が下の相模原の例でございます。これは施設の内容、種類、また自治体等によってさまざまなものがあるかと思っております。ふるさと納税をした者について料金を無料としている例などもございます。

資料の御説明は以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた論点あるいは資料等につきまして、御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。

太田委員、お願いします。

○太田委員 簡単な感想というか、意見を述べたいと思います。まず、3ページの広域連携等の他の主体と連携して行政サービスを提供する場合でも、総合行政主体としての責任を有しているのではないかという部分です。総合行政主体としてあり続けるという命題を維持したいというお考えは、地方自治法1条の2とか、2条2項にあらわれた今までの地方自治法に関する路線、従来の政策との連続性という点でそのようにお考えになるのだらうと思います。そういうことを書きたくなるという気持ちはわかりますが、しかし、現実として考えてみたときに、都道府県によって補完されている過疎地の市町村、連携をしている市町村の中でも中心市としてふるまう中枢都市、市町村相互の水平的連携の中で、いわば中心市でない連携しているところの市町村、それぞれが同一の意味で同じ役割を果たす総合行政主体ではあり得ないだらうとやはり思います。むしろ、あり得ないということが前提になって後ろは書かれているような気がします。

そうすると、それぞれの類型に応じてどういう意味での総合行政主体であるのかを考えることがむしろ必要ではないか。単純に総合行政主体としての責任を有しているのではないかという書き方だけでいいのだらうかという気がいたします。もう少し典型的に考えた上で、いかなる意味で総合行政主体であり得るのか。本当のことを言えば、補完とかをしてもらったらもはや総合行政主体ではあり得ないのではないか、というところまで学問的には論点になり得ます。しかし、それはまだ避けたい、そこまで考えると補完してもらっている市町村が余りにも内部団体化しそうだとか、そういうことで、まだ避けたいという政策判断はあり得ると思いますので、そこまでここで書くべきだとまでは申しません。しかし、総合行政主体の中の内部分類というものは少し考える必要があるのではないかという気がいたします。

また、10ページの「外部資源の活用」の最後のポツのところですが、どうもお話を聞いていると、地方独法に何らかのイチ押しといいますか、何らかの希望を見出しておられるのではないかという感じがいたします。しかし、結論として一番活用しやすいのがこれであるという結論になるかもしれませんが、まだ当委員会はそのままできちんと詰めた議論は明らかにしていない。ほかの可能性ではなぜだめなのかということまで比較しての議論はしていないので、外部資源を活用するためとして地方独法と直結するような書き方はこの段階では避けたほうがいいのではないか。外部資源を活用することが必要ではないか、その中には、従来の手法に加えて、もし事務局としてお書きになりたいのであれば、地方独法の制度を少し改正するということが一番、キャッチオールのような包括的な対応を可能にするのではないかという程度の論点提示のほうがむしろ今までやってきた我々の議論には即するのではないかという気がいたします。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

宮地課長、よろしいですか。

○宮地行政課長 はい。

○長谷部委員長 ほかにはいかがでございましょう。

飯島委員、お願いします。

○飯島委員 太田委員の御発言の1点目について、発言させていただきたいと存じます。

資料の3ページでお示しいただいたところで、私も、太田委員が発言されましたように、連携あるいは補完によって、最終的には総合行政主体性が減殺されるに至るのではないかとすることは考えました。ただ、そのようにしないために、むしろ総合行政主体性を維持するために連携をするという考え方もあり得るのではないかと。総合行政主体については「地域における行政」という言葉を地方自治法は用いており、区域ということにはなっていないということも含めまして、各地方公共団体、特に市町村の自治組織権の一つのあり方として、圏域を単位とした行政を展開することでの総合行政主体という解釈もあり得るのではないかと考えました。

総合行政主体だけではなかなか解が出てまいりませんので、前回も申し上げましたけれども、基礎的地方公共団体とは何なのかをもう少し詰めることもあり得るのではないかと考えております。

差し当たり以上でございまして。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

総合行政主体性というのは根源的なところでは、どんなに弱っている地方公共団体でもそうなのではないか。ただ、太田委員がおっしゃるとおり、現象形態としては、主体性、エージェンシー性については幅があるということはどう書くかという話であると理解してよろしゅうございますか。ちょっと違いますか。

○太田委員 ちょっと考えます。

○長谷部委員長 では、ちょっと考えておられる間にほかの委員の方いかがでしょう。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 前回の私の発言で11ページの最後の論点が加わったかなと思うのですが、外部資源の活用という観点で、10ページの下から2番目の「窓口業務のように」という部分ですが、「民間委託を行いつらい状況にあるのではないかと」という認識から、最後のポツのように、そこで地方独法の活用が可能ではないかと書かれているわけで、私は積極的に地方独法を活用すべきだということは今まで考えたことはなかったのですが、ここにこう書かれているので、地方独法は以前の資料にもありましたように、大学と病院が中心ですから、余り一般的な自治体がなれた制度にはなっていないのではないかと思ったわけです。

そこで、ならば指定管理者制度はもう既に7万を超える指定が行われているので、これを使っていない自治体はない。そうすると、よくわかった制度なので、ここを活用する方法があり得るのかなと思って発言をしたのが、こういう民間委託をした、受け皿となる団体を指定するような制度、指定管理者と同じような、指定という行為を加えることによってコントロールがききやすくなるような、そうした制度が事務執行にあり得るかもしれないと思ったのでそういう発言をしたのと、一番最後のところは、前回申し上げたところは、

情報公開とか、個人情報の保護とかという、手続的に難しい処理をしなくてはならない指定管理者が出てきているので、それについては自治体職員がわかっていることだから、その部分を自治体職員が補完するようなことを柔軟に補完できるような制度を考えないと難しいのではないかとという趣旨で申し上げたということであります。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

先ほどの宮地課長からのお話は、指定管理者制度はあくまでも物の管理で、人の身分でありますとか、給付のありなしにかかわるようなものとはちょっと性格が違うかもしれないということもあったかもしれません。武藤委員のお話は確かにサジェスティブではあると思います。

さらに何かございますか。

○武藤委員 公の施設にしか今は使えない制度であるということですが、これはもう少し幅を広げられるのではないかと考えて、現在の制度はもちろん公の施設に限定する仕組みとして捉えているのでしょうけれども、もう少し外部資源の活用という意味での委託の民間のノウハウを活用するような、そういう部分でいくと、多くの自治体がこれまでも活用してきている指定管理者というものを幅を広げながら、現実には、モニタリングの関係で多くの自治体は非常に苦勞しているのですが、改善の余地はあると思いますが、独法と比べると使いなれた制度だから活用しやすくなるのではないかとという趣旨なのです。それを積極的に進めたほうがいいとかと、そういうところまで言っているわけではありません。

○長谷部委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

勢一委員、お願いします。

○勢一委員 先ほど太田委員から御指摘があった外部資源の活用の点は、確かに地方独立行政法人に関する制度的議論は、ここではまだ十分していませんので、今の段階では今後議論をしていく余地を残しておくような形にしたほうがいいのではないかと考えています。外部資源の活用のあり方として実際に地方実務現場がどのような方策を求めているかという点のリサーチもまだ十分ではないのではないかとという気がしているところです。

別の点では、移住促進に関連する14ページのところですけれども、このたび日本創成会議から指摘が公表されて、介護難民というような表現が新聞等で報じられておりました。恐らく関連する地方現場では穏やかではいられない状況になるのではないかと懸念しているところです。

その一方で、地方制度の設計として、移住促進に関してどのようなことができるかという点、限定的ではないかと思っております。実際に人々がどのように動くかは居住の自由もあります、雇用の問題ですとか、住宅市場の状況あるいは教育システムなど、いろいろな要因の中で移住するのかどうか判断が行われていくこととなりますので、恐らくこの会議の議論でできることは限定的であろうと思います。ということは、あわせて自治体が制度対応として直接的にできることもそれほど大きなものではない可能性もありますが、各地の工夫もあり得ますので、このあたりは今後引き続き冷静に議論ができるような形に

しておくことが大切かと思っています。

あと、1点だけ質問ですけれども、参考資料の6ページ、地方公共団体における窓口業務の民間委託等に関する調査の中のアンケートの部分で、窓口委託が進まない理由について8項目に分けてデータを御紹介いただいておりますが、そのうちの③サービスの質の低下の恐れがあるから委託が進まないというところは、比較的答えている自治体が多いようです。サービスの質の低下というのは具体的にどのようなことを懸念しているのか、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

以上です。

○長谷部委員長 今すぐわかりますか。

○宮地行政課長 具体的に聞いておりますのは、窓口で今まで公務員がやってきたものを民間事業者をお願いするといった場合に、まだなれていないので、それでいろいろ手間どったりということを懸念しているということは聞いているようでございます。

○長谷部委員長 よろしいですか。

○勢一委員 ありがとうございます。

もし、なれていないというだけでしたら本質的な問題にならないような気がしますが、それ以外に何か懸念することがあるのであれば、その点は考えないといけないように思いました。

太田委員、お願いします。

○太田委員 先ほど長谷部先生から主体性とエージェンシーの関係かとある種まとめられるような発言があり、本当にそれでいいのかどうかは私はいまだによくわからないのですが、私の考えたことを付言いたしますと、次のようになります。

例えば都道府県によって補完をしてもらうという類型を考えますと、定型的な業務は都道府県に補完してもらう、その上で、自分たち固有のリソースは、自分たちの企画立案に集中的に投入することは考えられます。そのときには、要するに総合行政主体といっても、企画立案の部分は担う総合行政主体で、実施の部分は何となく限界を持っているというイメージになります。ただ、企画立案は行うとしても、補完する側の実力が強いということになりますと、企画立案して、でも実施の部分は補完してといった形で当然に補完してもらえる保障はないので、その辺に微妙な制限はかかってくるのではないかと。こういうイメージで、全部自分でやるときの総合行政主体性とはちょっと違う総合行政主体になってしまうのではないかとというのが1つのパターンです。

水平的連携をしている場合を考えますと、まず、連携している中心市の側の総合行政主体性というのは、連携を真剣に考えるのであればあるほど、自分の区域外の他の連携対象市町村のことも考えるという意味での総合行政主体としての判断がやはり要求されるのではないかと。先ほど飯島委員が地域における行政となっていて、区域との関連を持っていけばよいということで広めにとっているとおっしゃいました。そのとおりなのですが、それを使いますと、いわば自分の地域における行政を考えるということで、実は他の市町村の

区域にかかわることも考えるということが要求されるのではないか。

他方で、連携されている、連携の相手方になっている中心市でない部分を考えますと、もちろん自分の区域、自分の地域についての総合行政主体としての判断は行うわけですが、連携圏域の中心市がやってくる、ないしは合意に基づいて行われる連携の圏域としてのいわば地域における行政がオーバーラップしてくるような形で機能してくるのではないか。そうすると、連携を壊さないということを真剣に考えるならば、オーバーラップしてくることも考慮に入れて自分たちが地域における行政を総合的に行うとすれば、どうすればいいのかということを考えて行くことになるのではないか。

そういうようなことで、自給自足的に、アウトルキー的にやっていたときの総合行政主体性とは変わってくるだろう。それが主体とエージェンシーの関係という形でまとめていいのやらどうやらという部分はやや私にはまだわかりかねるのですが、私の考えていたようなことをもし図式的に考えるとそういうことになる。類型化していくというのはそういう方向で整理していくことになるのではないかという問題関心でございます。

○長谷部委員長 御説明どうもありがとうございました。

エージェンシーというのは英語で主体性のことですので、私は先ほど現象面でのエージェンシー性にいろいろ多様性が出てくるであろうと。それは今、太田委員がおっしゃった自足性が100%に近いものと。セルフ・サフィシェンシーという意味での自足性ですね。それがだんだん減っていく。したがって、現象面ではエージェンシー性が減っていくといういろいろなものがあるのではないか。太田委員がおっしゃっていることとそんなに違うことではないと思います。

○太田委員 そうですね。プリンシパル・エージェントとちょっと混乱したようです。大変申しわけありませんでした。

○長谷部委員長 なるほど。

伊藤委員はいかがですか。

○伊藤委員 2点ございます。

1点目は今、太田委員が発言されて、皆様も発言している外部資源の点です。今のお話と関係するのかわかりませんが、10ページ、11ページのところで、地方独法が果たして望ましいのかどうかという議論はあり得ると思うのですが、今、民間委託できる部分とできない部分とがかなりまだら模様のようになって、事務の効率的な執行ということを長期的に考えると、都道府県の補完以外で方策を考えなければいけないというときには、1つの選択肢としてはこの地方独法という仕組みを活用することはあり得るだろうと思います。

ただ、窓口業務を包括的に担うような地方独法というものについて、どういう位置づけといたしますか、どういう主体が担い得るのかという点については、もう少し具体的なイメージを議論する必要があるだろうと思います。

その上で、都道府県による補完があり、かつ水平的な連携があり、場合によっては事務

の包括的な地方独法等の外部資源の活用ということになりますと、市町村の主体性はかなり薄らいでいく可能性があると思います。その中で、市町村が住民に対してきちんと責任を負う体制を維持するということであれば、そうした都道府県を含めて外部資源を活用するときに、どういう形で意思決定なり、合意形成なりを市町村の単位で担保していくか。あるいは外部資源との連携可能性をどう切り分けて考えていくか。11ページの最後のポツのところでもそういったことは多分読み込める部分があると思うのですが、市町村としてそういった状況の中でどういう位置づけを考えていくかを明確にしておく必要があるのではないかとというのが1点目です。

2点目はコミュニティの話です。3ページの上から2つ目のポツで触れられているところですが、これはここの書きぶりは、それはそのとおりなのですが、果たしてもう少しコミットするのかわからないのかということ。きょうの資料ですと、協議型の地域自治組織について御紹介いただいています、そうした組織の結成について何らかのポジティブな姿勢を打ち出す必要があるかどうかは議論したほうがいいと思います。

もちろんこれはそれぞれの市町村が判断されるところでありますし、地域によってもかなり実情が異なるということですし、実際には器だけつくっても余り意味がないという議論もあります。この点は、この調査会としてどこまでこの問題にかかわるかということも少し議論したほうがいいのではないかと思います。

関連しますけれども、最近こういった協議会型の組織をつくって職員を割り当てるという地区担当職員制といった仕組みも各地でとられています。これは一方で、地域と行政の連携なり、あるいは職員の能力形成という面では非常に重要な仕組みなのですが、他方で勤務時間外にいろいろとやらされて大変だという議論もありまして、その部分を含めて行政と協議会型の地域組織のあり方について、このコミュニティを支える主体の役割という観点からもう少し議論する必要があると思っています。

以上です。

○長谷部委員長 小林委員、いかがですか。

○小林委員 1つ目は表現の仕方というのですか、5ページの下から2つ目のポツなのですが、これは間違いではないのだろうと思うのですが、「連携中枢都市等は近隣市町村が存在しなければ成り立たない」という表現の仕方でいいのかなという感じがちょっとしています。区域が接していたら入れられないこともないのでしょうけれども、連携中枢は結構広いところがありまして、区域が接していないところもありますので、具体的に私のイメージで言うと、これは例えばですが、岡山市は和気町が存在しなければ存在しないなどと言われたらみんなびっくりするんじゃないですかね。そういう感じがちょっとしました。これは単なる表現の問題です。要らんことを書かないほうがよくて、単に相互依存の関係ぐらいで済ませたほうが当たりさわりのないのかなという感じがしました。それが1点です。

あと、7ページの下から2つ目のポツなのですが、議会の役割というものが大体

ここぐらいしか出てこないのですが、やはり連携中枢都市圏を進めていくに当たって、議会を無視できないと思うのです。場合によっては抵抗勢力になっても困りますし、場合によっては推進する方向にやっていってもらわないといけない。議会をどうするかということなのですが、単に情報を共有する仕組みを協約の中に規定するという、そんな簡単なことではなくて、理念的ですが、住民に一番近いところで地域のさまざまな要望とか、いろいろな情報を議員さんが持っておられるとした場合に、連携を進めていくに当たっても、もうちょっと議員さんが前面に出られて活躍してもいいのではないかと。連携協約が言葉だけの簡単なものではなくて、深まりをもっと実現していけるようなもの。例えばこのページの上にも書いていますが、権限、財政、人材等の観点から体制が整備できるようなこういう連携ができるためにはもうちょっと議員さんにその気になっていただいて、頑張ってください必要があるのではないかと。

そうだとしたら、もういっそのこと、今の地方議会の中に、連携中枢都市圏の中に中心市もあれば、周辺市もありますけれども、その議会内の常任委員会か何かで連携中枢推進委員会か何かを設けてもらって、それを共同でやる。できるかどうか知りませんが、それで審議してもらおう。いろいろな地域の課題、連携の進め方、どう連携をやるのか審議していただく。そういうこともあってもいいのかなと思っています。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

村木委員、いかがでしょう。

○村木委員 最近余り出ていなかったのですが、どこのところを申し上げればいいかなと思ったりするところがあるのですが、先ほど伊藤委員がおっしゃっていた3ページの地域コミュニティのところですが、国土計画の中などでもかなり前から地域の自立を支えるという意味で、自治会とか町内会もしくは目的を持ったNPOなどの利活用とか、そのことがすごく重要視されてきたように思います。議論が少ないのであれば、このところは地方制度調査会の中でこういった位置づけをどのように検討するのかというのは、もう少し私も議論したほうがいいのかと思ったところではありますが、きょうの参考資料にも、この中にも書かれているのですが、自立的な運営が難しいということがあって、資料で見ても68%ぐらいが補助金に頼っている。そうすると、地方自治体にとっての財政負担が結構大きくなるというところで、自立性というものをもしもこういう書き方をされるのであれば、こういった組織の自立性をどう担保していくのかも含めて考えないと、書いた方がいいけれども、なかなか難しいという状況にならないのかなと思ったところです。

あと、14ページのところにやはり同じように、東京圏と地方圏で二地域居住の話があるかと思っています。「(二地域居住)」で「移住を促すため」ということからスタートしていますが、私自身は必ずしも移住によって地方が活性化することだけでもないだろうなと思うので、これはもしかすると、「移住を促すため」という言葉を仮にとってしまったらどうかということもちょっと思いました。というのは、週末だけの人口でそれなりに地域が発展することも検討する必要があると思うので、最終的な目的が移住ということで本

当にいいのかというところは少しあってもいいのではないのか。そのように思いました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

池内委員、いかがでしょう。

○池内委員 私のほうからはまず、こちらの資料の中は論点整理をしっかりといただいているのですが、その中で「都道府県の補完」というところがあるのですが、今までずっと二重行政とか、そういった部分がある中で、補完をする中で二重行政も少しずつなくなっていくという方向性の文章もあったほうがいいのではないかというのが1つです。

2点目で、先ほど独立行政法人、指定管理のお話がありましたが、こちらの7ページに指定管理者制度というものがありまして、私のところも実は学童保育所の指定管理をしております、ここに公の施設の管理以外ということで、例外で道路・学校等ということで書かれておりますが、そういう意味では、先ほど武藤委員が言われましたように指定管理という活用法ももう少し何らかの形でできるのではないかと外部委託について思っております。

もう一点、先ほどからも出ていますコミュニティ組織というお話ですが、今、女性が活躍するということで共働きがどんどんふえていくという社会になっていく中で、10ページでいうと、協議会型住民自治組織というものが大体、小学校区程度とか、中学校というので、学校を中心にPTAであるとかということが今までずっと継続的にあるわけですが、そういった中で、今まで女性たちが家庭にいるという中でそういう活動があったこともありますし、またあるいはシニアの方も今後社会で、企業で働く形になっていくと、そういう部分のコミュニティというものが大変難しい形になってくるのではないかと。そういった中で、下の問4のところ、下のほうに地元企業であるとか、商工会・商工会議所とか、いろいろな企業のかかわりが少しずつあるわけですが、今後においては、共働きの社会の中でどうコミュニティをつくっていくかという中では、企業のかかわりも大変必要になってくるのではないかと考えて見せていただきました。

以上でございます。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

会長はいかがでしょう。

○畔柳会長 最初に事務局からお話があったときに、若干つけ加えさせていただいたみたいなコメントがありましたけれども、前回のときに発言すべきだったのかもしれませんが、まだ議論の段階であるということで、若干問題意識的なコメントで私は申し上げさせていただきたいと思うのですが、一番最初に、市町村全般の総合行政主体としての責任という話の中で、市町村といっても、大都市、中枢都市、そして人数的には非常に小さな市町村というものは、市町村のばらつきというか、カテゴライズがいろいろあります。幅が広いので、どこを主体に何を議論しているのかというところが、市町村という言葉だけで全部この際、整理することは少し難しい情勢ではないかという問題意識がございます。

中でも、地方制度調査会では従来どちらかといえば、地方分権化というか、地方自治による住民満足度の向上を意図してきたかなと思うわけですが、こういう中で人口減少という極めてシビアな構造的な局面にこの地方自治の建前だけでも難しい市町村が一部出現してきているのではないかと。これは幾つかのヒアリングを通じても感じたわけですが、ミニマムな地方行政サービスを守るためにも、新たな対応が求められている。一方では、国全体としては非常に財政危機で、今回の骨太などでも地方財政というものをより大きな課題にも上げているような情勢があります。

したがって、地方自治の精神をできる限り守りつつ、財政危機の問題意識を持った中で水平とか垂直の連携が必要となっているという問題意識かと思います。中でも、水平連携に適合しない、やや弱いというか、実態的に厳しい市町村に対しては、垂直という意味の都道府県、これが市町村民民ではあるけれども、県民であるという視点から、都道府県の当事者意識を拡充させて、財政負担も考慮して対応する必要があるのではないかと思います。そこを延長線上でもあるのですけれども、ですから、外部活用とか地方独法の活用に当たっては少し御意見も出ていますが、ミニマム行政サービスの確保と財政効率化の要請を両立させるという視点も国全体としては重要なのではないかと思います。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

碓井先生、いかがでしょう。

○碓井副会長 コミュニティ組織のことが少し議論されていまして、それについて発言したいと思います。

コミュニティ組織の重要性ということは私も考えているのですが、その議論を進める際にどのような市町村を想定して議論するかをきちんと分けていかないと混乱を生ずるように思います。例えば私は大都市横浜市に住んでおりますが、そういうところではそもそも住民のコミュニティ意識が希薄になっている。そういうところでのコミュニティ組織のあり方。他方の極には人口減少でコミュニティ意識は従前引き継いであるのだけれども、それを支える人的な資源が枯渇しつつある。実質的にいろいろな公的な役割を複数のコミュニティ組織があって担おうとしてきた、担ってきている。そうしますと、ある1人の住民が幾つもの役割を果たさなければならなくて、そのことだけで疲労こんぱいしてしまう。本業の傍らそういうこともやると疲労こんぱいしてしまう。そういうコミュニティ意識はあるのだけれども、苦しいでいるところもあるわけです。ですから、そういうことを考えると、どういう状況の市町村を前提にコミュニティ組織のことを議論するかをきちんとしないと議論が進まないような気がいたしました。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 総合行政主体について従来から考えていることを少し述べたいと思います。

総合行政主体を完璧に目指すというのは、日本の制度では難しいのではないかということなのです。それは、やはり総合行政の主体になるには、基本的に一層制の自治体、一層制の地方自治制度であり、なおかつ分離型であることが必要ではないか。

まず、一層制のほうについては、都道府県と市町村の役割分担がありますから、2つあわせて総合行政ということは言えるのではないかと思います。したがって、日本では先ほど会長から御意見がありましたけれども、政令指定市は一層制にかなり近いので、総合行政主体と言えますが、しかしながら、今度は行政区がありますので、行政区とあわせて初めて総合行政主体と言えるようなものになっていく。そういう意味では、イギリスの一層制であれば、総合行政主体としての位置づけは可能であろうと思います。

もう一点、分離型ということですが、確かに小学校、中学校は市町村が運営しているのですけれども、教員の給与については都道府県と国だし、教育内容についてもいろいろと国がかかわってきているという中で考えていくと、本当に小学校は市町村が行政主体として運営しているのかということを考えるのはなかなか難しいわけです。

こういう一層制かつ分離型という行政の構造ができない限りは、総合行政主体というのはやはり空回りした言葉ではないかとずっと感じてきております。ですから、ここでは総合行政主体を目指すとか、あるいは総合行政主体的な行政体というのでしょうか、そういうことを考えてこの総合行政主体という概念を捉えて理解しておかないといけないのではないかとずっと思ってきたということでもあります。

以上です。

○長谷部委員長 ありがとうございます。

武藤委員が今、出されたパースペクティブは先ほどの議論とちょっと視点が違っています。今、武藤委員がおっしゃった権限としての完結性の点について着目しておられますが、先ほど飯島委員や太田委員がお話になっていたものは、実定制度で与えられた権限はもう既にある。必ずしも完結的ではない形であることを前提にした上で、その与えられた権限を発揮するのに十分な行政資源の点では自足性があるかどうか。自足性の極めて乏しいところもあるのではないかと。そういう局面だったと思います。ただ、武藤委員の御指摘は大変重要な局面でございます。一口に総合行政主体といってもいろいろな受けとめ方があるというお話なのかなと思います。

では、太田委員、お願いします。

○太田委員 池内委員がおっしゃったことについて、失礼な物言いで申しわけありませんが、私は法律家として少し誤りがあるのではないかと思いますので、意見を述べたいと思います。事務局が訂正すればいいのですが、職権で手を挙げることはないので、少し意見を言っておきたいと思います。

学童保育の指定管理者のようなものがあるとおっしゃったのですが、それは法律的に見ると、児童館のような学童保育のための施設がある場合には多分あり得るだろうと思います。しかし、それはあくまでも公の施設を管理しているという局面であろう。そうではな

くて、先ほど池内委員が指摘された道路・学校等は個別法において別扱いという表の記述は、そこにも書いてありますが、この表は、管理者を地方公共団体に限定しているのも、指定管理者制度を使うなど限定している局面をむしろ言っているのです。

ですから、もう一つ考えられるとしたら、小学校の部屋を借りて何か学童保育をやる場合には、指定と言っているけれども、法人に普通の委託をしているようなケースを考えるべきではないか。だから、あくまでも公の施設の管理の文脈を離れて何か指定管理者制度を使うようなことは今はされていない。

逆にだから、先ほども事務局の説明にありましたが、公の施設の管理といっても、ある種、給付であって、そこに公権力の行使が認められているといっても、所謂、ある家の所有者が気に入らない、出ていけとかとやるような管理と似たようなことをやっているのではないかという発想で、少し民間活力の導入としての公の施設の管理の局面に民間事業者を入れている。実務家がどう思っているかよくわかりませんが、そんなに厳しく、それほど手取り足取り行政が干渉するわけではないという前提で、もうけたらもうけはそのまま取っていいという前提でやっているのも、ちょっと文脈が違うということはあると思います。

○長谷部委員長 では、まず、池内委員。

○池内委員 済みません、私も勉強不足で発言させていただいたのですが、私は指定管理者として学童保育所をさせていただいていますけれども、確かに公の学童保育所という施設を私たちは管理していますが、その中の子供たちを私たちは指導しているのです。ですから、建物自体を管理しているのだったらそうかなと思ったのですが、そこにいる子供たちのお世話をすることが私たちの指定管理の仕事だと私は受けとめていたものですから、そういう発言をさせていただきました。

○長谷部委員長 そのところは多分おのずと明らかになってくるかと思います。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 私もそれと同じで、指定管理者で保育園が指定管理者になっていると思うのですが、これも保育園という建物を管理しているのではなくて、保育という行政サービスを行っていることが主目的なのですから、指定管理者は建物の管理だというだけに限定すると、現実的には体育館のいろいろな内容を含めたものはできなくて、建物の管理だけに限定しているわけではありませんから、公の施設の管理という概念は少し広げないと実態に合わないのではないかと思います。

○長谷部委員長 この問題はこの場でどこまでやるかなという話もあるのですが、とりあえず、太田委員。

○太田委員 公の施設というのは人的物的総合体で一定の目的を持った活動体を言いますので、もちろん管理の中には、建物の物的管理だけではなくて、その活動を管理するということがあるわけです。ですから、水族館だったらどんな魚を見せるかとか、どういうツアーをやるか、図書館だったらどんな本をそろえるか、どんな読書会をやるかとか、だか

ら、保育所もどんな教育をやるか、学童保育も学童の遊び、教育の延長みたいなものをどのような形で提供するかというのがあるので、別に物的な管理だけを任せるための制度ではないというのは前提になっています。

○池内委員 ありがとうございます。

○長谷部委員長 さらにほかにはいかがでございましょうか。

太田委員、お願いします

○太田委員 済みません、たびたび。

飯島委員が最初におっしゃった総合行政主体性を使うにしても、いわば総合行政主体であり続けることを可能にするために補完するという観点を入れられないかというところと、基礎的な地方公共団体であるということもやはり軸に入れるべきではないかと、この2つの問題を最初のほうに提起されたと思います。ちょっと意地悪かもしれませんが、ひとつお伺いしたいのは、だめそうになっている人に、しんどい状態になっている人におまえは総合行政主体であり続けなければいけないとあって、無理矢理栄養チューブとか、松葉づえを渡して総合行政主体であり続けよということにその補完はならないか。それはそれでちょっと酷ではないか。逆にもうあかんということで手を上げて、総合行政主体でないことも自認するというような補完のあり方というのは、この段階でそこまでいくべきかどうかというタイミングの問題はあっても、理念的にはやはりあるのではないか。その中で総合行政主体であり続けるために補完するのだというベクトルを入れるのがいかなる意味を持つのだろうかという点をもう少しお考えをお聞かせ願いたいというのが1点です。

もう一点、基礎的な地方公共団体という点ですが、これは文脈的にはやはりどうなのでしょう。一定の自治権とか、決定機構を持っている、住民自治が認められているという文脈で考えるのが通例かと思います。基礎的でない地方公共団体というのは、典型は一部事務組合のような地方公共団体で、特別地方公共団体と言うと特別区みたいなものが出てきますからそれはやめますが、そうすると、この文脈で基礎的な地方公共団体という軸を入れて、解くべき問題に対する補助手段がさらに得られるのかどうかという部分について若干疑問がないではないのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

よろしければ2点をお伺いしたいと思います。

○長谷部委員長 とりあえずお答えできる範囲内で、あとはお二人で議論していただいてもよろしいかと思います。

○飯島委員 総合行政主体につきまして、先ほどの武藤先生の御発言、そしてそれに対する長谷部先生の御説明にございましたように、いろいろな捉え方があると存じますが、長谷部先生がおっしゃってくださったように、私は、自主性という観点から捉えております。総合行政主体であり続けるためにと申し上げたのは、太田先生のイメージされているところと異なるところもあるかと思うのですが、自給自足というものではなく、圏域における連携や補完を認めることで、自治組織権を駆使して、いわば視点を变えることで総合行政主体性を維持するということがあり得るのではないかという趣旨でございます。ただ、こ

のように自治組織権の観点から総合行政主体の概念を捉えようとするのは、選択肢の拡充による自主性の拡充という市町村合併後の改革の流れを引き継ぐ面もなくはないものの、議論のすりかえになるおそれがあるということは、自覚しておかなければならないと考えております。

基礎的地方公共団体につきましては、連携、補完というレベルが出てまいりますと、市町村の役割は何なのかということをおま一度明らかにしておく必要があるのではないかとということで申し上げました。連携にさらに舵を切るに当たって、地方自治制度の基本的構成部分たるべきものは何なのか、最高裁の昭和38年大法廷判決にも立ち戻って、基礎的地方公共団体としての市町村の性格をもう一度確認しておく必要があるのではないかとということで申し上げた次第です。

以上でございます。

○長谷部委員長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

○伊藤委員 総合行政主体について余り論争をするという趣旨ではなくて、私は非常にシンプルに理解しています。1つは、先ほど武藤委員からお話があった点で、少し私の理解は違うのですけれども、国際比較の観点からすると、やはり日本の地方自治体というのは非常に多くの仕事をしています。例えばアメリカのように地域の政府単位が分立しているような状況にはないということで、非常に包括的な行政を行っているという点で、総合行政主体であるということとは言えると思います。

今回、先ほど来の太田委員の問題関心からして、連携を進めていく、あるいは補完を進めていくときに、補完される側あるいは連携の中で近隣自治体という形で位置づけられる側の行政サービスの内容について、自主的に意思決定できる領域がだんだん狭まっていくのではないかと、多分そういう問題関心なのだろうと思います。イギリスなどでは、中央政府もホローイングアウトしていく、いろいろ外部の主体にどんどん任せていくような状況になったときに、果たしてどう政府としての主体性を確立するかというような話がでてくるわけです。

恐らくは、今までの総合行政主体という概念はガバメントという位置づけで考えられていたわけですが、今後は多元的な主体の中でどう連携、調整を図るかというガバナンスの視点でこの総合行政主体というものを捉えるというのができるのではないかと。政治学的に言うとそういう位置づけなのだろうと思います。

ただ、もちろんそれを法的に考えると、概念としてはもう変わっている、変質していると理解することもできるのですけれども、依然として、やはり日本の市町村というのは包括的な行政権限を持っていて、その中でどう地域の住民に対して行政サービスを提供するかということの責任を持っているという意味では、政治学的に見ると総合行政主体としての責任を持っているということにも言えるのではないかと。私はそういう現象面だけで非常にシンプルに理解しているということです。

以上です。

○長谷部委員長 どうもありがとうございます。

総合主体性についての論争が続くかどうかですが。

太田委員、お願いします。

○太田委員 余り論争を続かせるべきではないような気がするのですが、私は伊藤委員がおっしゃったような形で、なお総合行政主体であると言うのだとすること自体は、それはそれでいいのですが、であれば、そのことをクリアにしておく必要があると思います。従前やっていたような幅広い行政分野について包括的に行政を行う、いわば企画立案をし、包括的に法律上定められている、ある種義務づけられた権限であっても、それを実施していくことで行政サービスを包括的に行うというような総合行政主体とは変質してしまった、しかも、それはまだら模様に変質するだろうということを意識する必要がある。まず、意識した上で、必要に応じて、では、どういう意味での総合行政主体でそれぞれの市町村があるのかを、このようなタイプはこうなるという形でクリアにする必要がある。法律上クリアにするかどうかよりは、政策としてクリアにする必要があるということになりはしないか。それを何となく同じ言葉のもとで、何となく意味合いが変わってずるずるとやるのはあまりクリアな議論にならないだろうと、そういう問題関心です。

○長谷部委員長 ちょっと特定の論点に集中していますが、ほかの論点で何かございませんでしょうか。

もし議論が尽きたということでしたら、皆様お忙しい方々ばかりですので、まだ続けようとは思わないのですが、よろしいでしょうか。

それでは、本日のところは議論が尽きたということで、ここまでとさせていただきますと存じます。

次回ですが、6月22日月曜日、15時からの開催です。審議項目Ⅰ、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方に関しまして、本日の御議論を踏まえまして、引き続き総括的な論点整理の検討を詰めまして、そこで専門小委員会としての現時点における取りまとめを行いたいと存じます。開催に際しましては、改めて事務局より連絡が行くと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。